

収支シミュレーション（他市町村の状況を参考に、特産品相当額を3,500円に設定した）

▼条件：【収入】市外の人から5,000円の寄附
【支出】直営、クレジット利用しない

収入		支出	
寄附金	5,000	特産品相当額	3,500
		特産品送料	1,500
		計	5,000
収支（収入－支出）		0	

▼条件：【収入】市内の人から5,000円の寄附
【支出】直営、クレジット利用しない

収入		支出	
寄附金5,000円－蓮田 市税の軽減額1,440円	3,560	特産品相当額	3,500
		特産品送料	1,500
		計	5,000
収支（収入－支出）		△ 1,440	

▼条件：【収入】市外の人から5,000円の寄附
【支出】代行業者利用、クレジット利用しない

収入		支出	
寄附金	5,000	特産品相当額	3,500
		特産品送料	1,500
		代行手数料（10%）	500
		計	5,500
収支（収入－支出）		△ 500	

▼条件：【収入】市内の人から5,000円の寄附
【支出】代行業者利用、クレジット利用しない

収入		支出	
寄附金5,000円－蓮田 市税の軽減額1,440円	3,560	特産品相当額	3,500
		特産品送料	1,500
		代行手数料（10%）	500
		計	5,500
収支（収入－支出）		△ 1,940	

▼条件：【収入】 市外の人から5,000円の寄附
 【支出】 代行業者利用、クレジット利用する

(円)

収入		支出	
寄附金	5,000	特産品相当額	3,500
		特産品送料	1,500
		代行手数料 (10%)	500
		クレジット手数料 (1%)	50
		計	5,550
収支 (収入－支出)			△ 550

▼条件：【収入】 市内の人から5,000円の寄附
 【支出】 代行業者利用、クレジット利用する

(円)

収入		支出	
寄附金5,000円－蓮田 市税の軽減額1,440円	3,560	特産品相当額	3,500
		特産品送料	1,500
		代行手数料 (10%)	500
		クレジット手数料 (1%)	50
		計	5,550
収支 (収入－支出)			△ 1,990

※特産品相当額は3,500円、送料は1,500円と仮定。

※クレジットの利用について
 クレジット手数料のほかに、クレジットカード初期費用、クレジット利用料が別途かかる。

※税の軽減額について

年収700万円の給与所得者（夫婦子なしの場合、所得税の限界税率は20%）が、自治体に対して5,000円の寄附をした場合、寄附金のうち2,000円を超える部分（＝3,000円）について、

【所得税】 3,000円の2割が所得控除される（600円）

【住民税】 3,000円の1割が税額控除（基本分）される（300円）

【住民税】 3,000円の7割が税額控除（特例分）される（2,100円）

住民税300円＋2,100円＝2,400円のうち、県民税：市民税の割合は6：4なので、2,400円×0.6＝1,440円が蓮田市税から軽減されると考えられる。

▼条件：【収入】市外の人から10,000円の寄附
 【支出】直営、クレジット利用しない

(円)

収入		支出	
寄附金	10,000	特産品相当額	3,500
		特産品送料	1,500
		計	5,000
		収支（収入－支出）	5,000

▼条件：【収入】市内の人から10,000円の寄附
 【支出】直営、クレジット利用しない

(円)

収入		支出	
寄附金10,000円－蓮田 市税の軽減額3,840円	6,160	特産品相当額	3,500
		特産品送料	1,500
		計	5,000
		収支（収入－支出）	1,160

▼条件：【収入】市外の人から10,000円の寄附
 【支出】代行業者利用、クレジット利用しない

(円)

収入		支出	
寄附金	10,000	特産品相当額	3,500
		特産品送料	1,500
		代行手数料（10%）	1,000
		計	6,000
		収支（収入－支出）	4,000

▼条件：【収入】市内の人から10,000円の寄附
 【支出】代行業者利用、クレジット利用しない

(円)

収入		支出	
寄附金10,000円－蓮田 市税の軽減額3,840円	6,160	特産品相当額	3,500
		特産品送料	1,500
		代行手数料（10%）	1,000
		計	6,000
		収支（収入－支出）	160

▼条件：【収入】 市外の人から10,000円の寄附
 【支出】 代行業者利用、クレジット利用する

(円)

収入		支出	
寄附金	10,000	特産品相当額	3,500
		特産品送料	1,500
		代行手数料 (10%)	1,000
		クレジット手数料 (1%)	100
		計	6,100
収支 (収入－支出)			3,900

▼条件：【収入】 市内の人から10,000円の寄附
 【支出】 代行業者利用、クレジット利用する

(円)

収入		支出	
寄附金10,000円－蓮田 市税の軽減額3,840円	6,160	特産品相当額	3,500
		特産品送料	1,500
		代行手数料 (10%)	1,000
		クレジット手数料 (1%)	100
		計	6,100
収支 (収入－支出)			60

※特産品相当額は3,500円、送料は1,500円と仮定。

※クレジットの利用について
 クレジット手数料のほかに、クレジットカード初期費用、クレジット利用料が別途かかる。

※税の軽減額について

年収700万円の給与所得者（夫婦子なしの場合、所得税の限界税率は20%）が、自治体に対して10,000円の寄附をした場合、寄附金のうち2,000円を超える部分（＝8,000円）について、

【所得税】 8,000円の2割が所得控除される（1,600円）

【住民税】 8,000円の1割が税額控除（基本分）される（800円）

【住民税】 8,000円の7割が税額控除（特例分）される（5,600円）

円)

住民税800円＋5,600円＝6,400円のうち、県民税：市民税の割合は6：4なので、6,400円×0.6＝3,840円が蓮田市税から軽減されると考えられる。